

北名古屋市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年4月16日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8北国第 137号
令和8年4月7日

北名古屋市監査委員 吉野修進様
北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年3月24日付け8北監第15号で定例監査結果の報告を受けたこと
について、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別
紙のとおり通知します。

<国保医療課>

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

養育医療費において、申請書に受付印のないものがあった。また、地方税関係情報を取得することに関する同意書に取得する課税年度の記載のないものがあった。

(2) 契約事務について

特定保健指導業務において、契約額と請求額に相違したものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、申請書類の内容確認を徹底するなど、適切な事務処理を行います。

(2) 指摘事項については、請求書の内容確認を徹底し、適正な支払事務を行います。

3 【意見】

(1) 福祉医療費過年度返納金について、高額療養費の返納金の受入れがあるため歳入科目全てを事後調定している。年度を跨いだ収入未済額の発生や時効到達による不納欠損額が生じると決算に反映されず、会計処理の正確性を欠くことから調定区分別に科目を分ける取扱い方法をとられたい。

(2) 福祉医療費過年度返納金の徴収事務にあたっては、接触を図るも反応がない滞納者について一部記録のないものがあるが、適切に記録し決裁を得、次の手段を講じるために活用して徴収事務にあたられたい。

4 【措置状況】

(1) 福祉医療費過年度返納金については、財政課と協議し、令和8年度より事前調定とするべき科目を分割設定し、適正な会計処理を行います。

(2) 交渉記録については、漏れのないよう記入したのち、決裁を行い、適正な徴収業務を行います。